

事務連絡  
令和2年3月26日

市町介護保険担当課長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

県内における新型コロナウイルス感染者の発生等に伴う  
居宅介護支援のサービス担当者会議の取扱いについて（周知）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、居宅介護支援のサービス担当者会議については、令和2年2月28日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い(第3報)」問9において、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより柔軟に対応することが可能である」旨が示されています。

これは、居宅サービス計画の原案を全員で確認し専門的意見を聴取することが望ましいため、サービス担当者が一堂に会する場にてサービス担当者会議を実施することを原則とするものではありませんが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生等の状況を踏まえ、例えば、自宅待機となった利用者の代替サービスを検討するケース等を含め、柔軟な対応ができることが示されたものと承知しています。具体的には、開催の時期に係る対応のほか、開催の方法として、①利用者宅以外の居宅介護支援事業所等での開催、②メールやファクシミリの利用(担当者に対して電話やメール等で照会し記録したものを利用者に電話で説明し、担当者にはメールやファクシミリで送付)、③Web会議、等が想定され、実際に行われている事例もあると承知しています。

つきましては、当該厚生労働省事務連絡の趣旨を踏まえ、代替サービスを含め、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、サービス担当者会議の取扱いについて柔軟な対応をいただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

高齢政策課計画・審査班  
TEL078-341-7711内線3108